

外国人留学生の在籍管理について

- 順天堂大学では、出入国管理及び難民認定法第十九条の十七に基づき、外国人留学生の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する届出を行っています。
- 大学に入学したとき、在留期間を更新したとき、在留資格を変更したとき、在留カードの記載事項に変更が生じたときには、必ずそれぞれの時点から14日以内に「在留資格確認書類 / 資格外活動届出用紙」を国際交流センターに提出してください。
- また、資格外活動の許可を得たとき、新しいアルバイトを始めたとき、アルバイト先を変更したときも、必ず14日以内に「在留資格確認書類 / 資格外活動届出用紙」を国際交流センターに提出してください。
- 順天堂大学では、外国人留学生の卒業生・修了者・退学者・除籍者・所在不明者及び長期欠席者（最後に在留活動を確認してから1か月以上経過した者）について文部科学省及び出入国在留管理庁へ定期報告を行っています。
- 在留期間の更新手続きを行わない者、在留期間更新後に新しい在留カードのコピーを大学に提出しない者、大学からの電話・メール等の連絡に応えない者は、所在不明者として報告されます。
- 在留資格に係る活動を継続して3か月以上行っていない者は、在留資格の取消しの対象となりますのでご注意ください。